

財務監査（随時）報告

- 1 三種町監査基準（令和2年三種町監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類
財務監査（随時）
- 3 監査の対象
 - (1) 第三セクターに係る指定管理料の決定手続
 - ① 株式会社ゆめろん（三種町八竜健康保養施設・三種町八竜総合交流ターミナル施設）
 - ② 株式会社さんばりお（三種町琴丘体験学習物産館（サンバリオ「道の駅を含む」））
 - ③ 株式会社ゆうぱる（三種町山本健康保養センター）
 - (2) 補助金の交付事務
 - ① みたね鯉川地区交流センター管理費補助金・活動費補助金
 - ② 旧上小校舎利活用協議会管理費補助金・活動費補助金
- 4 監査の着眼点
手続の合規性及び執行・管理の経済性、効率性、有効性
- 5 監査の実施内容
 - (1) 実施期日
令和2年10月22日（木）
 - (2) 実施手続
提出された証拠を確認し、関係職員等からの説明を聴取した。
- 6 監査の結果
上記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務がその組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。
ただし、次の事項については、改善措置が必要と認められた。
 - (1) 第三セクターに係る指定管理料の決定手続について
株式会社ゆめろん及び株式会社ゆうぱるが指定管理者となっている、その指定管理料の算定については、直近年の支出（経費）の額から過去5年の収入（売上総利益）平均の額を差し引いた額に特殊経費の額を加えた額としており、また、株式会社さんばりおの場合は、前年度の額に社会的要因（消費増税等）により影響のあった額を加えるといった方法によるもので、赤字補てん的になっている。
指定管理者制度は「人件費の抑制」「サービスの向上」「民間ノウハウの導入」等を目的としているが、現行の算定方法では、経済性及び効率性を判断することは難

しい。町民、延いては議会への説明が果たされるよう、指定管理料の考え方を統一し、営業努力が反映される「算定基準」を規定化すべきである。

また、指定管理は非公募である自治会施設や小規模施設にも適用されるものであるが、まずは、第三セクターに係る指定管理料の根拠を明確化することで、将来的に町有施設全体の指定管理料のあり方に関する協議につながることを期待する。

(2) 補助金の交付事務について

町が単独で団体等に交付する補助金については、三種町補助金等交付規則及び三種町補助金交付基準に則り事務を遂行するところであるが、提出された証拠を確認するに、一部書類が欠けているものや記載内容が整合しないものが散見され、また、年度実施報告に対する担当部署による評価の記載もなく、当該補助金に係る事務が習慣的に処理されているのではと危惧するところである。

常態化している補助金については、3年ごとに見直しを実施することにはなっているが、合わせて、補助事業の運用評価の実施についても検討されたい。それによって、補助金交付団体が真に望む補助金となっているか、または、施設の管理費に相当する補助金であれば指定管理者制度による代替措置は講じられないか等の検証が可能と考える。

また、経年により、補助事業の目的について、町と補助金交付団体との間に、その認識に齟齬がみられるほか、当該補助金が対象とする施設の位置付けや施設内備品の所有権についても、両者ともに曖昧な認識になっているようであるからして、その整理を速やかに進められたい。